



子ども・子育て応援の取り組み（平成28年11月代表質問）

## ②児童虐待の防止と社会的養護の充実について

次に、児童虐待の防止と社会的養護の充実についてです。

社会全体で少子化の流れを変えようと気運を盛り上げていく、その一方で、**子どもへの虐待**という悲しい事案が後を絶ちません。大人の身勝手に罪のない子どもが犠牲になる、毎日のように報道される事件を見るたびに、大変胸が痛むとともに、やり場のない怒りがこみ上げてまいります。

**全国の児童相談所での児童虐待相談対応件数は、昨年度初めて10万件を超えるなど増加の一途**をたどっています。本県においても、**昨年度385件で過去最高**となりました。また、対前年度の増加率では約1.4倍と、**全国で5番目に大きい数字**となっており、児童虐待の根絶は決して見過ごすことのできない喫緊の課題であると考えます。

こうした中、**今年5月に児童福祉法が改正**され、全ての児童が健全に育成されるよう、市町と県それぞれの役割・責務が明確化されるとともに、児童虐待の発生予防や、虐待発生時の迅速・的確な対応のため、**市町と児童相談所の体制強化**が規定されたところです。また、児童相談所の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置づけるなど、**虐待を受けた児童の自立支援に向けた取り組みも明確化**されました。

子どもが健やかに育つ地域社会づくりの実現のためには、児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応はもちろんのこと、**虐待を受けた子どもたちを社会が公的な責任で養育し、保護**するという**社会的養護の取り組みが重要**です。

**児童虐待も、社会全体で解決すべき問題**です。今回の法改正により、多くの手が差し伸べられ、こうした不幸な子どもたちが少しでも減ることを切に願うものです。

そこでお尋ねいたします。

県では、このたびの児童福祉法の改正の趣旨も踏まえて、**児童虐待の防止対策と社会的養護の充実**に今後どのように取り組まれるのかお伺いします。

<村岡嗣政 県知事 答弁>

生まれてきたすべての子どもたちが健やかに育つ地域社会を実現していくためには、児童虐待の防止対策や社会的養護の充実など、子どもを守る取り組みが極めて重要です。

このため、児童虐待の発生予防から保護自立支援に至るまでの確に対応できるよう、児童相談所の相談体制を充実するとともに、市町、学校、警察等との連携による切れ目ない支援に努めてきたところです。

また、社会的養護の充実を図るため、昨年3月に「家庭的養護の推進計画」を策定し、児童養護施設等の小規模化や里親委託等を推進しています。

こうした中、国においては、児童虐待への対策のさらなる強化を図るため、市町と児童相談所の機能強化や社会的養護の充実を盛り込んだ児童福祉法の改正が行われました。

私は、こうした国の動向を踏まえながら、増加する児童虐待に的確に対応するため、高度で専門的な対応を行う児童相談所と身近な場所における相談対応を担う市町が、それぞれの機能を適切に果たすことができる体制を構築していくことが必要であると考えています。

このため、児童相談所においては、専門職員の増員や専門性の向上のための職員研修の充実を図るとともに、市町に対しては、新たに配置が義務付けられた専門職員に対する研修などを通じて、相談体制の強化を支援してまいります。

また、社会的養護の充実については、家庭に近い環境である里親での養育を一層進めるため、里親制度のさらなる周知や未委託里親の養育体験の実施に加え、里親開拓などを行う支援員の拡充を図ってまいります。

私は、今後とも、若い世代が希望を叶え、安心して結婚、出産、子育てをすることができるよう、市町や関係団体と一体となって、子育てしやすい環境づくりに全力で取り組んでまいります。